

水道料金のあり方についての答申

令和6年10月15日

岐阜市上下水道事業経営審議会

目 次

答 申	1
1 水道事業の現状と課題	2
2 今後の施設整備について	3
3 財政計画の改定について	4
4 料金改定について	6
5 むすび	9
資料 1 水道事業の概要	10
資料 2 過去 10 年間の水道給水戸数及び使用水量	11
資料 3 水道管路の老朽化状況	12
資料 4 水道管路・施設の耐震化の状況	13
資料 5 令和 16 年度までの施設整備計画とその事業費	14
資料 6 「令和 2 年度に策定した財政計画」と「実績及び今後の見込みと計画」との比較	14
資料 7 財政状況「計画」と「実績」の差異の要因（R3～R6）	15
資料 8 「令和 2 年度に策定した財政計画」と 「実績及び今後の見込みと計画」との比較【令和 6 年度収支見込】	16
資料 9 財政計画の改定（料金改定）の方針	17
資料 10 水道事業財政計画改定（案）	17
資料 11 令和 16 年までの純損益（純利益）の見込み	18
資料 12 令和 16 年までの補てん財源残高の見込み	18
資料 13 料金体系及び料金算定期間	19
資料 14 経費の料金体系への割り振り	19
資料 15 令和 5 年度種別ごとの総使用水量及び総調定件数	20
資料 16 令和 5 年度使用水量区分ごとの総使用水量及び総調定件数	20
資料 17 令和 5 年度使用水量区分ごとの調定件数実績	21
資料 18 料金改定案	22
資料 19 平均使用水量による改定前・後の料金比較	24
資料 20 県内市との水道料金の比較	24
資料 21 中核市との水道料金の比較	25
資料 22 安定経営に向けた取組みについて	26
別表 1 水道事業 財政計画	
別表 2 水道料金表	
別表 3 種別改定試算表	
水道料金のあり方についての答申 追加資料集	

答 申

本審議会は、令和 6 年 7 月 3 日付け岐阜市長より諮問を受けた、令和 7 年度以降の「水道料金のあり方」について、以下のとおり答申する。

- ・新たな水道料金の算定期間を令和7年度から令和10年度までの4年間とする。
- ・水道施設の老朽化・耐震化対策について、計画的な更新・改築を継続的に取り組むべきである。そのためには、年平均35.5億円規模の建設改良費の確保が必要である。
- ・これらの施設整備計画を確実に実行し、健全で持続可能な経営を堅持するためには、「補てん財源残高」を 10 億円以上確保していく必要がある。そのために、平均改定率 9.58%の料金増額改定を行うべきである。

〔 別表 1：水道事業 財政計画 〕

- ・料金体系については、別表 2：水道料金表のとおりとすること。

〔 別表 3：種別改定試算表 〕

- ・水道事業者においては、引き続き、水道施設の老朽化・耐震化対策などを計画的かつ着実に実施するとともに、安定的な経営の実現に向け、有収率の改善や DX 推進による業務の効率化等を図ることで経費等の削減に取り組む等、将来にわたって、安心・安全な水の供給をもって、24 時間、365 日休むことなく市民生活を支え続けることができる健全で持続可能な水道事業経営を堅持することを期待する。

答申に至る審議経過は、以下のとおりである。

1 水道事業の現状と課題

現在、岐阜市の水道事業は、市内を 6 つの給水ブロックに区分し、17 箇所の水源地及び 39 箇所の配水池にて給水事業を実施しており、令和 5 年度末での水道管総延長は約 2,424 km、水道普及率は 85.5%である。(資料 1)

現在、水道施設の老朽化及び耐震化並びに水道事業を取り巻く環境は、以下の状況にある。

(1) 水道事業を取り巻く環境について

水道事業を取り巻く環境は、少子高齢化の進展に伴う人口減少や節水型機器の普及などを要因とする水需要の減少により、料金収入が減少傾向にある。(資料 2) 一方で、自然災害等に備えた水道施設の老朽化・耐震化対策については、引き続き、計画的かつ着実に推進する必要がある。

(2) 水道施設の老朽化・耐震化の状況について

水道管路の老朽化の状況として、令和 5 年度末で法定耐用年数 40 年を経過する管路延長の割合は、総延長の 22%、管路の更新を行わない場合、20 年後の令和 25 年度末には、総延長の 74%となり、今後多くの水道管路が法定耐用年数を経過することとなる。

また、水道施設の耐震化の状況として、令和元年度末と令和 5 年度末の耐震化率を比較すると、全管路では 19%から 24%、基幹管路では 46%から 47%、水源地では 59%から 66%、配水池では 73%から 76%に、それぞれ上昇し、耐震化が進んでいる。(資料 3 及び資料 4)

なお、水道事業の現状と課題について、各委員からは主に以下のような意見、質問があった。

1 つ目に、令和 6 年能登半島地震のような不測の事態への対応方針について質問があり、事務局からは、能登半島地震により上水道施設が甚大な被害を受けたことを鑑みると、強靱化対策などの早急な対応が求められるが、施設の維持管理経費や強靱化対策に係る建設改良費の大部分を利用者の方からいただく料金収入により賄っており、引き続き、強靱化対策を計画的かつ着実に進めることが重要であると説明があった。

2 つ目に、使用水量の減少にかかる主な要因について質問があり、事務局からは、節水型の機器機能が進んでいることの他に、人口減少が一番の要因であると説明がされた。(資料 2)

3 つ目に、昨年度開催された市民意見交換会での市民からの具体的な意見について質問があり、事務局からは、アンケート調査では、回答者の 9 割を超える方が、水道施設等の強靱化対策の必要性があると回答。併せて、自由意見では、上下水道は生活に欠かせないインフラであるため、災害時にも耐えうるための計画的な施設の老朽化・耐震化対策を求める意見や、それに伴う料金改定の必要性に理解を示す意見、経費節減・事務効率化等を求める意見があった。一方で、水道料金の値上げは必要最小の範囲でお願いしたいという意見や、値上げは避けて欲しいという意見があったとの説明があった。(追加資料集 P4)

4 つ目に、収納率向上に向けた滞納整理の強化策の効果について質問があり、事務局からは、給水停止予告通知を繰り返し発送することで、滞納者からの納付相談等が増えている。加えて、弁護士法人による未収金回収業務では、転居先が不明など、これまで職員で回収できなかったものが専門家のノウハウにより回収できており、有効な収納率向上策となっていると説明があった。(追加資料集 P8)

5 つ目に、水道を使用していない市内の公共施設の状況及びこれらの施設に対して水道への切り替えの働き掛けをしているか。加えて、当該公共施設が水道利用に置き換えた場合の水道料金について質問があり、事務局からは、上下水道事業部において、下水道契約がある者のうち水道契約がない市内の公共施設は、県有施設 8 箇所、市有施設 4 箇所の合計 12 箇所を把握している。また、これらの施設に対する水道への切り替えの働き掛けについては、いずれも古い施設のため、建替え時に切り替えるようお願いをしており、最近建て替えた岐阜県庁については、水道に切り替えていただいた。水道利用に置き換えた場合の水道料金の試算額は、県有施設で約 577 万円、市有施設で約 409 万円となると説明があった。(追加資料集 P2～3、P9)

2 今後の施設整備について

今後の施設整備としては、岐阜市上下水道事業経営戦略（令和 2 年 2 月策定。以下「経営戦略」という。）や岐阜市水道事業基本計画などにに基づき、計画的な施設整備を実施するとともに、効率性や効果性などを重視した施工箇所の選定など「EBPM」に基づいた老朽化・耐震化対策を計画的かつ着実に取り組んでいく必要があるとの説明がされ、その対策に係る費用である「建設改良費」は、令和 7 年度以降の 10 年間で年平均約 35.5 億円必要となることが説明された。(資料 5)

3 財政計画の改定について

今後の水道施設の維持管理経費及び「2 今後の施設整備について」に記載のとおり、計画的な水道施設の老朽化・耐震化対策のために年平均約 35.5 億円規模の建設改良費を確保する必要がある、事務局から財政状況の説明及び財政計画案の提示があった。(資料 6、資料 8、追加資料集 P10、別表 1)

(1) 財政状況について

水道事業の財政状況としては、令和 2 年度に水道料金のあり方について審議を行った際に示された財政計画と比較し、電気料金などエネルギー価格や労務単価・資材単価の高騰等により維持管理経費が増加し、純利益が減少したことや、令和 6 年度以降、国における出資金に係る基準見直しにより、建設改良費に係る資本的収入が減少、令和 7 年度以降、経営戦略の目標値である 10 億円以上の補てん財源残高の確保が困難であり、現行料金による今後の財政見込みでは、令和 10 年度には補てん財源残高が枯渇、純損益は、年々減少し、令和 12 年以降は赤字となることが示された。(資料 6、資料 7)

委員から、今後の財政見通しにおいて、令和 6 年度は、予算ベースで建設改良費等が大きく膨らんでいるため、令和 6 年度を見込みとして、令和 5 年度の執行率を加味したものにするなど、より現実的な財政見通しでの分析が必要ではないかとの意見があり、事務局において再精査され、令和 5 年度の執行率などを加味した財政見通しが示された。

再精査後の財政見通しでは、補てん財源残高が 10 億円を下回る年度が令和 7 年度から令和 8 年度になるなど収支の改善はあるものの、令和 10 年度には補てん財源残高が枯渇、純損益は、年々減少し、令和 12 年度以降、赤字が見込まれ、改善が見込めない状況であることが示された。

(資料 8、追加資料集 P10)

(2) 財政計画改定(案)について

このような財政状況の中で、水道施設の維持管理経費と計画的な老朽化・耐震化対策に向けた建設改良費が安定的に確保された健全で持続可能な経営を実現するため、財政計画の改定(料金改定)が必要とのことであった。

具体的な改定案としては、令和 5 年度に開催した市民意見交換会での意見や近年の物価高騰等を踏まえ、料金算定期間(令和 7 年度～令和 10 年度)の水道料金で賄うべき経費を約 218 億円とし、維持管理費を保持しつつ、純利益を年平均 7.7 億円、補てん財源残高を令和 7 年度以降 10 億円以上確保することにより、施設の老朽化・耐震化対策に必要となる建設改良費に年平均 35.5 億円規模の計画的投資を実施するため、令和 7 年 4 月から水道料金を平均改定率 9.58%の増額改定とするものであった。

(資料 9、資料 10、資料 11 及び資料 12)

なお、財政計画(案)について、各委員からは主に以下のような意見、質問があった。

1 つ目に、電気料金などのエネルギー価格の上昇による収支への影響は判断できたが、労務費、材料費の上昇に関しては、具体的な影響が判断できないため、経費の中のどの項目がいくら上昇したのかについて示して欲しいとの意見があり、事務局からは、直近 3 ヶ年（令和 3 年～令和 5 年）における労務単価、材料価格の高騰に伴い、水道管路の布設工事費などが増加していることで、維持管理経費及び建設改良費全体が上昇していると説明があった。（追加資料集 P11）

2 つ目に、令和 2 年度答申時の「今後 10 年間は 10 億円以上の補てん財源を確保できる見通し」から、「10 億円の確保が困難」となった理由と、「10 億円の意味」について質問があり、事務局からは、補てん財源残高 10 億円の確保が困難となった理由について、令和 2 年度時点では想定できなかった電気料金などエネルギー価格、労務単価、資材価格の高騰などにより、維持管理経費が増加し、純利益が減少したことによるものであると説明があった。また、「補てん財源残高 10 億円以上の確保」の考え方については、令和 2 年 2 月に策定した経営戦略や当審議会での審議も踏まえ、健全で持続可能な経営を堅持するための目標値であり、引き続き目標値とするとの説明があった。（追加資料集 P10）

3 つ目に、財政見通しの再精査により、目標とする「補てん財源残高 10 億円以上」の確保が令和 7 年度から 8 年度に 1 年延びたのであれば、料金改定時期も 1 年見送れば良いのではないかととの意見があり、事務局からは、再精査した財政見通しにおいて、令和 8 年度に補てん財源残高が 10 億円を切り、令和 10 年度には枯渇、令和 12 年度には純利益が赤字となるなど、今後 10 年間に必要財源の確保ができないことから、水道料金の算定期間が満了する今年度に令和 7 年度以降の料金改定が必要であること。加えて、料金改定を 1 年見送ることは、さらに補てん財源の減少につながることから、昨年度実施した市民意見交換会での意見を踏まえ、耐震化対策等に必要建設改良費の年間 35.5 億円や、維持管理経費が安定的に確保され、10 年先まで健全で持続可能な水道事業経営を実現するため、財政計画の改定が必要であると説明があった。（追加資料集 P10）

4 つ目に、利率の低い企業債への借り換えを行い経費の削減に努めるべきではないかととの意見あり、事務局からは、現行の総務省の規定においては、

借り換えが認められていないため、制度改革等を岐阜県市長会や公益社団法人日本水道協会などを通じて、機会を捉えて、国に制度改革等の要望しているところであると説明があった。

5 つ目に、工事入札における高落札や入札不調を防ぐことで、経費の節減等に一層取り組んでほしいとの意見があり、事務局からは、上下水道事業部において令和 4 年度より、高落札対策会議を設置し、工事の入札の年間発注スケジュールの調整など平準化に取り組むとともに、高落札や入札不調となった案件について、その要因等の分析を行っているとの説明があった。

6 つ目に、人口減少が見込まれる中、水道管の布設替えの際に、将来の水需要の減少等をしっかり分析し、口径を従前のものより小さくするダウンサイジングなどに取り組むことで、施設整備費の支出を抑制すべきではないかとの意見があり、事務局からは、金華地区における基幹管路の布設替えにおいて、既存の配管 1,500mm から 1,000mm にサイズを落として設置するなど、将来の水需要の減少を想定したダウンサイジングを実施していると説明があった。

7 つ目に、財政計画(案)について、令和 2 年度の答申時のものと比較するため、同項目での財政計画(案)の提示を求められ、事務局からは、令和 2 年度と同項目での財政計画(案)が示された。(追加資料集 P12～13)

4 料金改定について

財政計画の改定に伴う料金改定の枠組み及び具体的な改定(案)として、事務局から主に以下 4 点について提示された。

(1) 料金体系について

料金体系は、料金種別として「第 1 種」から「第 4 種」までの 4 種類に区分しており、そのうち「第 4 種」のみ口径別料金となっている。基本料金では、「第 1 種」及び「第 4 種」の口径 25 mm 以下は、基本水量がなく、「第 2 種」、「第 3 種」及び「第 4 種」の口径 40 mm 以上は、基本水量として一定水量を含んだ料金となっている。また、従量料金では、「第 1 種」及び「第 4 種」の口径 25 mm 以下は、使用水量が 1 から 10 m³までと 11 m³以上で料金単価が異なる 2 区分で、「第 2 種」、「第 3 種」及び「第 4 種」の口径 40 mm 以上は、料金単価が 1 区分となっており、今回の改定にあたっては、現行の料金体系を維持する。(資料 13)

(2) 料金算定期間について

料金算定期間については、10 年間を安定的に事業継続する運営を図りつつ、社会・経済情勢の変化に対応し、経営状況を的確に把握・評価していくなど見直す区切りとするため、これまでと同様、令和 7 年度から令和 10 年度までの 4 年間とする。(資料 13)

(3) 経費の料金体系への割り振りについて

料金算定期間の水道料金で賄うべき経費（約 218 億円）の料金体系への割り振りについて、施設維持管理費や減価償却費などの給水量の増減に関係なく固定的に発生する経費（固定的経費）は、本来、基本料金で賄うべきであるが、一般家庭の負担軽減の観点から固定的経費の一部を従量料金で賄っている現行の考え方を維持する。(資料 14)

(4) 改定額について

初めに事務局より、現状分析に関する説明があり、令和 5 年度の「第 1 種」から「第 4 種」までの種別ごとの総使用水量と総調定件数（請求件数）では、「第 1 種」の使用水量が全体の 77.5%、調定件数（請求件数）が全体の 87.2%と大部分を占めている。また、令和 5 年度の「第 1 種」の使用水量区分ごとの総使用水量と総調定件数（請求件数）では、0 から 50 m³までの使用水量が全体の 88.2%、調定件数（請求件数）が全体の 98.3%と大部分を占めている。さらに、令和 5 年度の「第 1 種」の使用水量区分ごとの調定件数実績（請求件数実績）では、すべての使用者が 0 から 10 m³までの使用水量区分の適用を受けているとの説明があった。(資料 15、資料 16 及び資料 17)

以上を踏まえ、改定額については、「第 1 種」では、基本料金を 685 円から 65 円増額し 750 円に、従量料金では、使用水量 1 から 10 m³までの区分を 5 円から 10 円増額し 15 円に、11 m³以上の区分を 154 円から 9 円増額し 163 円とする。

「第 2 種」では、基本料金を 3,675 円から 825 円増額し 4,500 円に、基本水量は、50 m³で現行と同じとし、従量料金では、154 円から 9 円増額し 163 円とする。

「第 3 種」では、基本料金を 1,840 円から 410 円増額し 2,250 円に、基本水量は、50 m³で現行と同じとし、従量料金では、50 円から 4 円増額し 54 円とする。

「第 4 種」では、口径 13mm から 25 mmまでの基本料金は、「第 1 種」と同額とし、口径 40 mmの基本料金を 2,275 円から 255 円増額し 2,530 円に、口径 50 mmの基本料金を 5,355 円から 435 円増額し 5,790 円に、口径 75 mmの基本料金を 11,515 円から 795 円増額し 12,310 円に、口径 100 mmの基本料金

を 23,835 円から 1,515 円増額し 25,350 円に、口径 150 mmの基本料金を 57,715 円から 3,495 円増額し 61,210 円に、基本水量は、それぞれ現行と同じとし、従量料金では、154 円から 9 円増額し 163 円とする。

(資料 18 及び別表 2)

この改定により、「第 1 種」メーター口径 13mm の場合、1 ヶ月あたりの平均使用水量 17 m³では、改定前で月 2,071 円、改定後で月 2,322 円となり、月 251 円の増となる。(資料 19)

このほか、県内 21 市で比較をすれば、改定前は低い方から 7 番目で、改定後は 10 番目となり、中核市 62 市で比較をすれば、改定前は低い方から 19 番目で、改定後は 40 番目となる。(資料 20 及び資料 21)

また、事務局より、AI 技術を活用した効率的な漏水リスク調査の導入による漏水調査コストの削減。上下水道台帳システムによる維持管理情報の一元管理や給排水施設工事申請のオンラインシステムの導入などの DX の推進による業務の効率化及び事務経費の削減。督促、催告、給水停止の実施や回収困難な未収金を弁護士法人へ委託するなど滞納整理の強化に伴う料金収入の増加に取り組むなど、更なる経費削減等を行うことで、安定的な経営の実現を図るとの説明があった。(資料 22)

なお、料金改定(案)について、各委員からは主に以下のような意見、質問があった。

1 つ目に、令和 2 年度の答申時に比べ、物価高騰等の理由による料金改定の必要性は理解するが、改定率を引き下げる検討をするべきではないかとの意見があり、事務局からは、今回策定した財政計画案では、補てん財源残高 10 億円以上を確保しているものの、10 年後の令和 12 年度には純利益が 0.1 億円となるなど、昨年度開催した市民意見交換会での意見を踏まえた、最小限の料金改定であると説明があった。併せて、次期算定期間の満了する 4 年後には、物価高騰の状況や財政状況について改めて説明し、ご審議いただきたいと説明があった。(追加資料集 P10)

2 つ目に、「第 1 種 (家事用)」の従量料金について、使用水量 1 から 10 m³までの改定率が 11 m³以上と比べて大きいのではないかと質問があり、事務局からは、増額となる金額が使用水量 1 から 10 m³は 10 円/m³と、11 m³以上は 9 円/m³と同程度であることや、全ての使用者が 1 から 10 m³までの料金が加算される仕組みのため、公平性を確保していると説明があった。

(資料 17 及び資料 18)

最終的に、財政計画（案）及び料金改定（案）については、補てん財源残高が経営戦略の目標値である 10 億円以上確保でき、かつ、年平均 35.5 億円規模の老朽化・耐震化対策を計画的かつ着実に実施することが可能であることから妥当と判断した。

5 むすび

岐阜市における水道事業の経営状況は、人口減少や節水型社会の進展などによる水需要の減少により料金収入が減少傾向にあること、加えて、電気料金などエネルギー価格や労務単価・資材単価の高騰等による維持管理経費の上昇により、厳しさを増している。その一方で、今後の施設整備については、老朽化・耐震化対策などに、令和 7 年度以降の 10 年間で建設改良費に約 355 億円規模の計画的投資が必要となり、現在の料金収入を踏まえた今後 10 年間の財政見通しにおいては、純利益及び補てん財源が枯渇し、健全で持続可能な経営が困難になることが見込まれる。

そのため、次期料金算定期間（令和 7 年度～令和 10 年度）における水道料金で賄うべき経費を約 218 億円とし、維持管理費を保持しつつ、純利益を年平均 7.7 億円、補てん財源残高を 10 億円以上確保することにより、水道施設の老朽化・耐震化対策などに必要となる前述の計画的投資を可能とする財政計画（案）及び料金改定（案）が示された。

本審議会としては、健全で持続可能な水道事業経営を実現するためには、水道施設の維持管理経費及び計画的な老朽化・耐震化対策などに向けた建設改良費が安定的に確保されている必要があり、各委員の闊達な議論のうえ、財政計画及び料金の改定は避けられないものと判断した。

最後に、水道事業の役割は、水道法第 1 条に「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的とする」と規定されており、つまるところ、安心・安全な水の供給をもって、将来にわたって、24 時間、365 日休むことなく市民生活を支え続けることである。

今回の財政計画及び水道料金の改定については、電気料金などエネルギー価格や労務単価・資材単価の高騰等による維持管理経費の上昇など、水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、その一方で、水道施設の老朽化・耐震化対策に継続して投資する必要があることを鑑みると、このような状況下においても健全で持続可能な水道事業経営を維持するために必要不可欠である。

従って、水道事業者においては、引き続き、水道施設の老朽化・耐震化対策などを計画的かつ着実に実施するとともに、安定的な経営の実現に向け、有収率の改善や DX 推進による業務の効率化等を図ることで経費等の削減に取り組む等、将来にわたって、安心・安全な水の供給をもって、24 時間、365 日休むことなく市民生活を支え続けることができる健全で持続可能な水道事業経営を堅持することを期待する。

資料 1 水道事業の概要

- 市内を 6 つの給水ブロックに区分し、17 箇所の水源地及び 39 箇所の配水池にて給水事業を実施している。
- 令和 5 年度末の水道管総延長は 2,424 km、水道普及率は 85.5% である。



令和5年度末の状況

■ 6つの給水ブロック

■ 17箇所の水源地

■ 水源は地下水

※雄総水源地及び鏡岩水源地は伏流水

■ 39箇所の配水池

■ 水道管総延長 約2,424km

■ 水道普及率 85.5% (給水人口/総人口)

資料 2 過去 10 年間の水道給水戸数及び使用水量

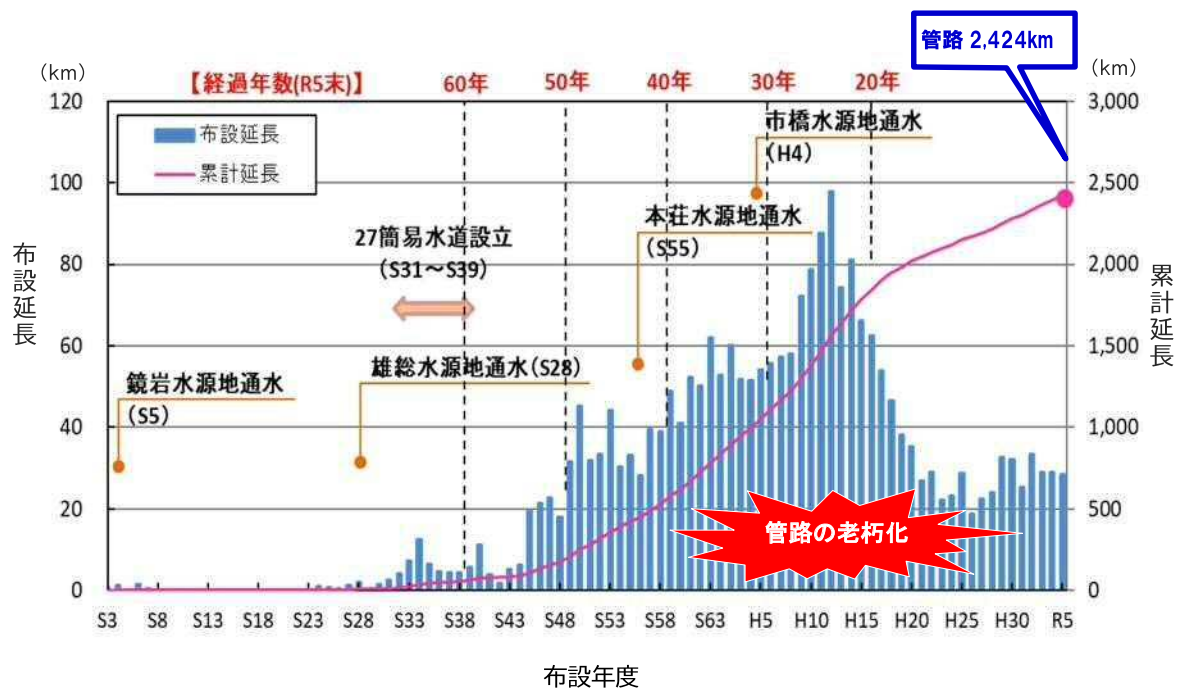
■ 水道の給水戸数は増加している一方、人口減少や節水型社会の進展により、更なる使用水量の減少が見込まれる。

水道の利用状況



資料 3 水道管路の老朽化状況

- 昭和 50 年代の初めから平成 10 年代後半に整備された管路が多く、今後多くの管路が法定耐用年数の 40 年を経過する。
- 水道管路の老朽化について、法定耐用年数を経過する管路延長の割合は、令和 5 年度末現在で 22% であり、更新を行わない場合、20 年後の令和 25 年度末には 74% に上昇する見込みである。



資料 4 水道管路・施設の耐震化の状況

- 水道管路・施設の耐震化の状況として、令和元年度末と令和5年度末の耐震化率を比較すると、全管路では19%から24%、基幹管路では46%から47%、水源地では59%から66%、配水池では73%から76%となっており、それぞれ耐震化が進んでいる。

水道管路の耐震化状況

○全管路の耐震化率		
【令和元年度末】	【令和5年度末】	
19 %	24 %	5% UP
		
		【布設替工事】
○基幹管路の耐震化率 (φ300mm以上の管)		
【令和元年度末】	【令和5年度末】	
46 %	47 %	1% UP
		
		【鏡岩配水幹線】 布設替工事中

水道施設の耐震化状況

○水源地の耐震化率		
【令和元年度末】	【令和5年度末】	
59 %	66 %	7% UP
		
		【鏡岩水源地管理棟】 改築工事中
○配水池の耐震化率		
【令和元年度末】	【令和5年度末】	
73 %	76 %	3% UP
		
		【本荘配水池】 耐震化工事中

資料 5 令和 16 年度までの施設整備計画とその事業費

- 令和 16 年度までに計画的な施設整備を実施すると、建設改良費が年平均 35.5 億円必要となる。

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	事業費 (10年間) (億円)
老朽化対策 ・耐震化 (水道管路)	○水道管路の老朽化対策 ○基幹管路の耐震化										230
老朽化対策 ・耐震化 (水道施設)	○水道施設の老朽化対策 ○基幹施設の耐震化（鏡岩水源地/柳津水源地/佐波配水池）										120
統廃合 (水道施設)	○方県水源地の加圧施設化										5
建設改良費 35.5 億円／年											小計 355

資料 6 「令和 2 年度に策定した財政計画」と「実績及び今後の見込みと計画」との比較

- 電気代等の動力費や材料費、労務費等の上昇に伴う支出（維持管理経費）の増加により、補てん財源残高が令和 7 年度以降 10 億円を下回り、令和 10 年度以降枯渇、純損益（純利益）が赤字となる見込みである。

		現料金算定期間					(単位：億円)					
		R3 決算	R4 決算	R5 見込	R6 予算	R3~6 計	R7 計画	R8 計画	R9 計画	R10 計画	R11 計画	R12 計画
収益的収支	収入	(54.6)	(54.2)	(53.9)	(53.5)	(216.2)	(53.2)	(52.8)	(52.4)	(51.9)	(51.6)	(51.3)
	うち 水道料金	(51.9)	(51.5)	(51.2)	(50.8)	(205.4)	(50.5)	(50.2)	(49.9)	(49.5)	(49.2)	(48.9)
	支出	(45.1)	(45.3)	(45.2)	(45.1)	(180.7)	(45.8)	(45.6)	(45.7)	(45.0)	(45.3)	(45.2)
	うち 物件費等	(10.1)	(10.1)	(10.0)	(10.0)	(40.2)	(9.9)	(9.9)	(9.9)	(9.8)	(9.8)	(9.8)
	純損益	(9.5)	(8.9)	(8.7)	(8.4)	(35.5)	(7.4)	(7.2)	(6.7)	(6.9)	(6.3)	(6.1)
		10.6	6.9	8.8	3.0	29.3	4.7	3.2	2.5	1.4	1.1	▲0.5
資本的収支	収入	(20.2)	(22.0)	(22.4)	(18.5)	(83.1)	(16.6)	(14.7)	(14.7)	(14.9)	(11.9)	(16.1)
	うち 企業債	(18.7)	(20.2)	(19.3)	(16.8)	(75.0)	(15.1)	(13.0)	(12.4)	(12.5)	(10.7)	(15.0)
	支出	(55.1)	(53.0)	(55.4)	(55.7)	(219.2)	(48.7)	(48.9)	(48.4)	(47.6)	(42.4)	(50.0)
	うち 建設改良費	(33.4)	(31.1)	(34.7)	(35.5)	(134.7)	(29.2)	(29.8)	(29.9)	(29.6)	(25.7)	(34.0)
	収支不足(補てん額)	37.0	30.1	33.5	39.0	139.6	34.2	35.7	35.1	34.9	34.2	34.1
		2.1	▲0.9	0.5	1.8	3.5	2.1	1.5	1.4	2.2	3.7	0.2
補てん財源残高		(10.7)	(13.6)	(14.5)	(11.2)	-	(13.2)	(12.6)	(12.5)	(12.6)	(15.0)	(14.2)
		14.2	18.5	16.7	13.7	-	9.1	5.4	1.0	▲3.7	▲8.4	▲13.0
企業債現在高		288.5	282.3	284.7	295.6	-	295.0	296.2	292.6	291.4	291.2	289.5
		▲9.0	▲13.5	▲9.7	4.6	-	8.4	15.7	18.2	22.5	28.3	27.6

資料 7 財政状況「計画」と「実績」の差異の要因(R3～R6)

- 経費は、電気代等の動力費や材料費、労務費等が令和 4 年度以降急増したため、現在の算定期間の 4 年間で 10 億円の増加となっている。
- 純損益は、支出（維持管理経費）が増加したため、現在の算定期間の 4 年間で 6.2 億円の減少となっている。
- 令和 6 年度以降、国の出資金の基準見直しにより、年間約 1 億円の収入の減少となる。



(1) 経費の急増

電気代等の動力費や材料費、労務費が R 4 年度以降、急増

10億円増加

(2) 純損益の減

支出（維持管理経費）の増加による減

6.2億円減少

(3) その他

R6年度より、国の基準見直しにより、出資金が減

約1億円/年の減少

資料 8 「令和 2 年度に策定した財政計画」と「実績及び今後の見込みと計画」との比較
【令和 6 年度収支見込】

- 令和 5 年度の執行率などを加味した財政見通しでは、補てん財源残高が 10 億円を下回る時期が令和 7 年度から令和 8 年度になるなど収支の改善はあるものの、令和 10 年度には補てん財源残高が枯渇、純損益は、年々減少し、令和 12 年度以降、赤字が見込まれ、改善が見込めない状況。

■：(計画)
□：実績(見込)
△：差

(単位：億円)

		現料金算定期間										
		R3 決算	R4 決算	R5 見込	R6 見込	R3~6 計	R7 計画	R8 計画	R9 計画	R10 計画	R11 計画	R12 計画
収益的収支	収入	(54.6)	(54.2)	(53.9)	(53.5)	(216.2)	(53.2)	(52.8)	(52.4)	(51.9)	(51.6)	(51.3)
		55.3	54.6	54.7	54.0	218.6	53.2	52.8	52.4	51.8	51.3	50.8
		0.7	0.4	0.8	0.5	2.4	0.0	0.0	0.0	▲ 0.1	▲ 0.3	▲ 0.5
	うち 水道料金	(51.9)	(51.5)	(51.2)	(50.8)	(205.4)	(50.5)	(50.2)	(49.9)	(49.5)	(49.2)	(48.9)
		52.2	51.7	51.2	50.9	206.0	50.3	49.9	49.5	49.0	48.5	48.0
		0.3	0.2	0.0	0.1	0.6	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.5	▲ 0.7	▲ 0.9
	支出	(45.1)	(45.3)	(45.2)	(45.1)	(180.7)	(45.8)	(45.6)	(45.7)	(45.0)	(45.3)	(45.2)
		44.7	47.7	45.9	49.2	187.5	48.5	49.7	49.8	50.3	50.2	51.3
		▲ 0.4	2.4	0.7	4.1	6.8	2.7	4.1	4.1	5.3	4.9	6.1
	うち 物件費等	(10.1)	(10.1)	(10.0)	(10.0)	(40.2)	(9.9)	(9.9)	(9.9)	(9.8)	(9.8)	(9.8)
		10.1	13.4	12.0	13.9	49.4	12.7	12.9	13.1	13.2	13.4	13.5
		0.0	3.3	2.0	3.9	9.2	2.8	3.0	3.2	3.4	3.6	3.7
	純損益	(9.5)	(8.9)	(8.7)	(8.4)	(35.5)	(7.4)	(7.2)	(6.7)	(6.9)	(6.3)	(6.1)
資本的収支	収入	(20.2)	(22.0)	(22.4)	(18.5)	(83.1)	(16.6)	(14.7)	(14.7)	(14.9)	(11.9)	(16.1)
		15.0	18.4	26.4	29.8	89.6	19.8	21.1	15.9	17.1	18.0	16.3
		▲ 5.2	▲ 3.6	4.0	11.3	6.5	3.2	6.4	1.2	2.2	6.1	0.2
	うち 企業債	(18.7)	(20.2)	(19.3)	(16.8)	(75.0)	(15.1)	(13.0)	(12.4)	(12.5)	(10.7)	(15.0)
		11.7	15.6	23.1	26.6	77.0	17.7	19.0	13.8	15.0	16.0	14.3
		▲ 7.0	▲ 4.6	3.8	9.8	2.0	2.6	6.0	1.4	2.5	5.3	▲ 0.7
	支出	(55.1)	(53.0)	(55.4)	(55.7)	(219.2)	(48.7)	(48.9)	(48.4)	(47.6)	(42.4)	(50.0)
		52.0	48.5	59.9	65.3	225.7	55.3	58.2	52.0	53.1	52.2	50.4
		▲ 3.1	▲ 4.5	4.5	9.6	6.5	6.6	9.3	3.6	5.5	9.8	0.4
	うち 建設改良費	(33.4)	(31.1)	(34.7)	(35.5)	(134.7)	(29.2)	(29.8)	(29.9)	(29.6)	(25.7)	(34.0)
		30.3	26.7	39.2	45.2	141.4	35.6	38.9	33.6	35.7	35.9	34.4
		▲ 3.1	▲ 4.4	4.5	9.7	6.7	6.4	9.1	3.7	6.1	10.2	0.4
	収支不足(補てん額)	(34.9)	(31.0)	(33.0)	(37.2)	(136.1)	(32.1)	(34.2)	(33.7)	(32.7)	(30.5)	(33.9)
補てん財源残高		2.1	▲ 0.9	0.5	▲ 1.7	0.0	3.4	2.9	2.4	3.3	3.7	0.2
		(10.7)	(13.6)	(14.5)	(11.2)	-	(13.2)	(12.6)	(12.5)	(12.6)	(15.0)	(14.2)
		14.2	18.5	16.7	16.3	-	12.3	7.2	1.8	▲ 4.0	▲ 8.8	▲ 13.4
企業債現在高		3.5	4.9	2.2	5.1	-	▲ 0.9	▲ 5.4	▲ 10.7	▲ 16.6	▲ 23.8	▲ 27.6
		(297.5)	(295.8)	(294.4)	(291.0)	-	(286.6)	(280.5)	(274.4)	(268.9)	(262.9)	(261.9)
		288.5	282.3	284.7	291.2	-	289.3	289.0	284.4	282.2	281.8	280.2
		▲ 9.0	▲ 13.5	▲ 9.7	0.2	-	2.7	8.5	10.0	13.3	18.9	18.3

資料 9 財政計画の改定(料金改定)の方針

- 改定方針を実施するため、財政計画・水道料金（平均改定率 9.58%の増額）の改定が必要。

方針

水道施設の維持管理経費と計画的な老朽化・耐震化対策に向けた建設改良費が**安定的に確保された健全で持続可能な経営を実現するため、財政計画の改定(料金改定)が必要**

- ◆次期料金算定期間は、令和7年度から令和10年度までの4年間
- ◆令和7年4月から新料金へ改定
- ◆補てん財源残高10億円以上の確保
- ◆年平均35.5億円規模の建設改良費を確保し、老朽化・耐震化対策を計画的に実施

財政計画改定(案) 別紙1
⇒ 水道料金改定案(平均改定率9.58% ※の増額)

※ 令和7年度から令和10年度までの4年間の改定前・後の料金収入総額の増減率

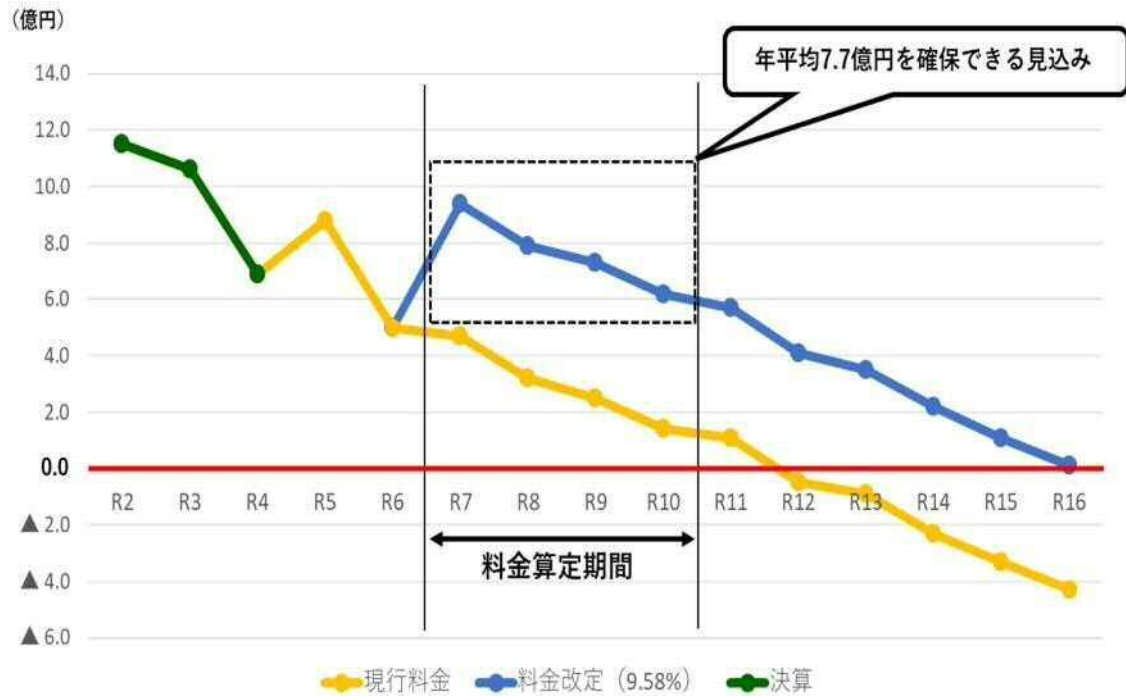
資料 10 水道事業財政計画改定(案)

- 料金改定（平均改定率 9.58%）を行った場合は、料金算定期間で、平均 7.7 億円の純損益が確保でき、10 億円以上の補てん財源残高が確保できる見込み。

		別 紙 1													
		(単位:億円)													
区 分		R3 決算	R4 決算	R5 見込	R6 見込	R7 計画	R8 計画	R9 計画	R10 計画	R11 計画	R12 計画	R13 計画	R14 計画	R15 計画	R16 計画
収益的 収 入	収 入	1	55.3	54.6	54.7	54.0	58.0	57.6	57.1	56.5	55.9	55.4	54.8	54.1	52.9
	うち水道料金	2	52.2	51.7	51.2	50.9	55.0	54.7	54.2	53.7	53.1	52.6	52.0	51.3	50.2
	うち一般会計繰入金	3	0.1	0.2	0.6	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	うち長期前受金戻入	4	2.6	2.5	2.5	2.5	2.4	2.4	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.2
	支 出	5	44.7	47.7	45.9	49.2	48.6	49.7	49.8	50.3	50.2	51.3	51.3	51.9	52.8
	うち人件費	6	6.3	6.1	5.8	6.2	5.8	6.4	5.8	6.4	5.8	6.2	5.8	6.3	6.4
	うち減価償却費、資産減耗費	7	23.5	23.8	23.9	24.9	26.0	26.3	27.0	26.8	27.2	27.6	27.9	28.0	28.4
	うち支払利息	8	4.8	4.4	4.0	3.9	4.0	3.9	3.9	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8
	経 常 損 益	9	10.6	6.9	8.8	4.9	9.4	7.9	7.3	6.2	5.7	4.1	3.5	2.2	1.1
	特 別 損 益	10	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	純 損 益	11	10.6	6.9	8.8	5.0	9.4	7.9	7.3	6.2	5.7	4.1	3.5	2.2	1.1
	利益剰余金	12	19.7	18.4	19.4	11.9	18.3	12.9	16.8	14.2	13.1	10.3	9.4	6.3	4.7
資本的 収 入	うち繰越利益剰余金	13	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち利益処分額	14	10.6	6.9	8.8	5.0	9.5	8.0	7.3	6.2	5.8	4.1	3.6	2.2	1.1
	うち変動額	15	9.1	11.5	10.6	6.9	8.8	4.9	9.5	8.0	7.3	6.2	5.8	4.1	3.6
	収 入	16	15.0	18.4	26.4	29.8	19.8	21.1	15.9	17.1	18.0	16.3	18.1	17.2	19.4
	うち企業債	17	11.7	15.6	23.1	26.6	17.7	19.0	13.8	15.0	16.0	14.3	16.0	15.2	18.8
	うち一般会計繰入金	18	0.6	0.5	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
	うち出資金	19	1.3	1.0	1.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	支 出	20	52.0	48.5	59.9	65.3	55.3	58.2	52.0	53.1	52.2	50.4	51.0	49.3	50.7
	うち建設改良費	21	30.3	26.7	39.2	45.2	35.6	38.9	33.6	35.7	35.9	34.4	34.6	34.3	36.1
	うち企業債償還金	22	21.7	21.8	20.7	20.1	19.7	19.3	18.4	17.4	16.2	16.0	16.3	14.9	14.3
	収支不足(補てん)額	23	37.0	30.1	33.5	35.5	35.5	37.1	36.1	36.0	34.2	34.1	32.9	32.1	31.3
	補てん財源残高	24	14.2	18.5	16.7	16.3	12.3	12.0	11.4	10.3	10.2	10.3	10.2	10.4	10.2
	企業債現在高	25	288.5	282.3	284.7	291.2	289.3	289.0	284.4	282.1	281.8	280.2	279.9	280.2	282.9
<目標値> 経営戦略 R11:270億円以下										270.0					

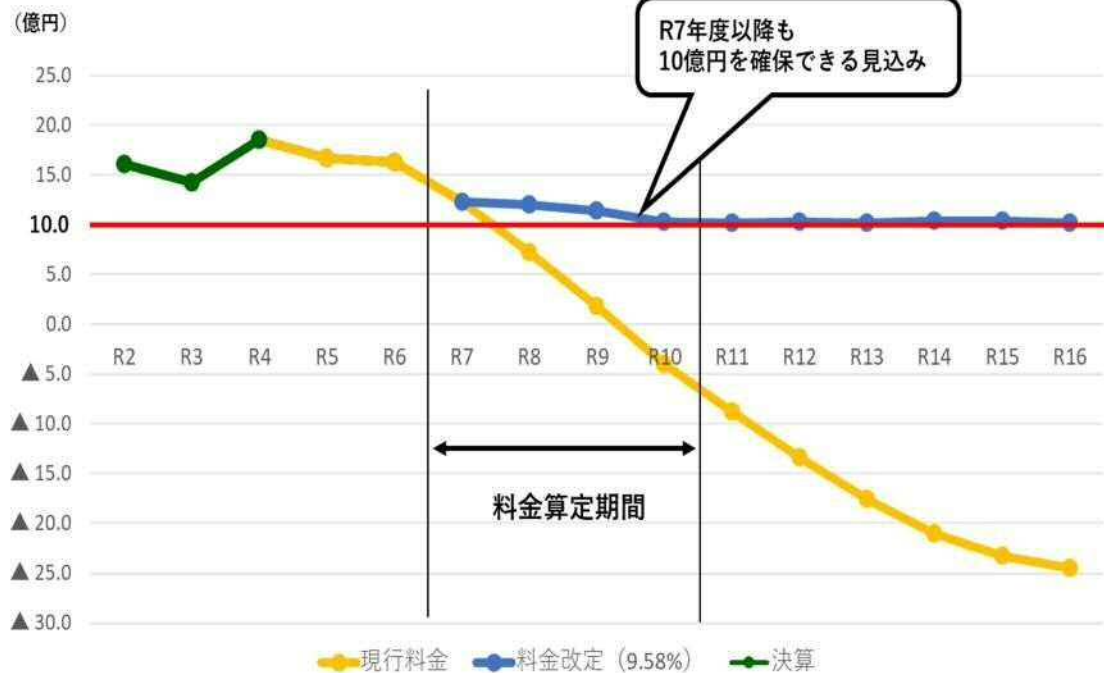
資料 11 令和 16 年までの純損益(純利益)の見込み

- 料金改定（平均改定率 9.58%）を行った場合は、料金算定期間で、平均 7.7 億円の純損益が確保できる見込み。



資料 12 令和 16 年までの補てん財源残高の見込み

- 料金改定（平均改定率 9.58%）を行った場合は、10 億円以上の補てん財源残高が確保できる見込み。



資料 13 料金体系及び料金算定期間

- 改定後の料金体系は現行の料金体系を維持し、料金算定期間については、令和7年度から令和10年度までの4年間とする。

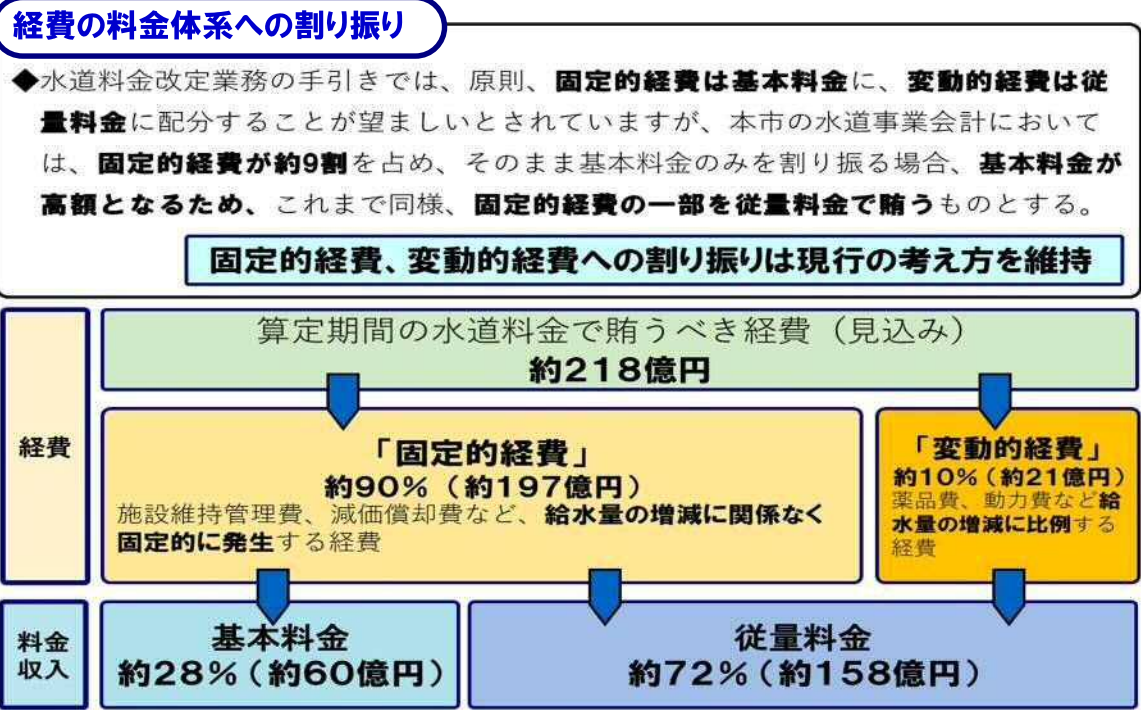
料金体系の構成		現行の料金体系を維持
種 別	基本料金	従量料金
第1種 (家事用)	基本料金（基本水量なし）	1～10㎥、11㎥以上の2区分
第2種 (学校等)	基本料金＋基本水量あり（50㎥まで）	51㎥以上：1区分
第3種 (公衆浴場)	基本料金＋基本水量あり（50㎥まで）	51㎥以上：1区分
第4種 (その他)	口径25mm以下：第1種と同じ	第1種と同じ
	口径40mm以上：基本料金＋基本水量あり （口径に応じ20㎥～380㎥まで）	各口径の基本水量以上：1区分

料金算定期間

- ◆10年間を安定的に事業継続する運営を図りつつ、社会・経済情勢の変化に対応し、経営状況を的確に把握・評価していくなど見直す区切りとするため、これまで同様、**算定期間を4年間(R7～R10)**とする。

資料 14 経費の料金体系への割り振り

- 給水量の増減に関係なく発生する経費（固定的経費）は、本来、基本料金で賄うべきであるが、一般家庭の負担軽減の観点から固定的経費の一部を従量料金で賄っている現行の考え方を維持する。



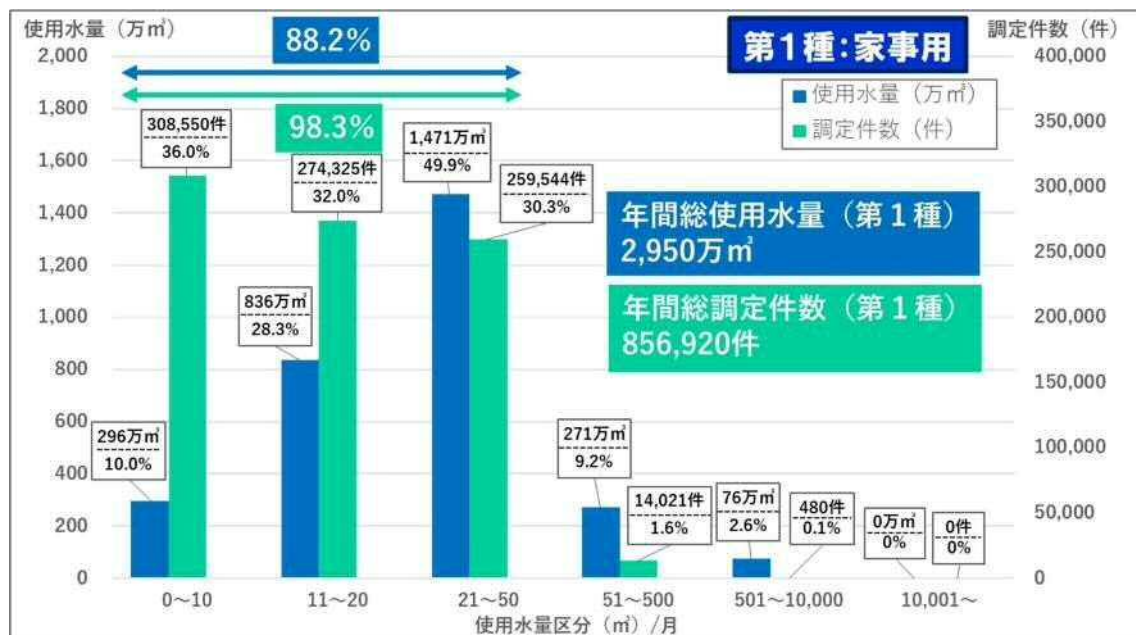
資料 15 令和 5 年度種別ごとの総使用水量及び総調定件数

- 水道使用者の種別ごとの総使用水量及び総調定件数（請求件数）は、「第 1 種」が使用水量、調定件数（請求件数）ともに大部分を占めている。



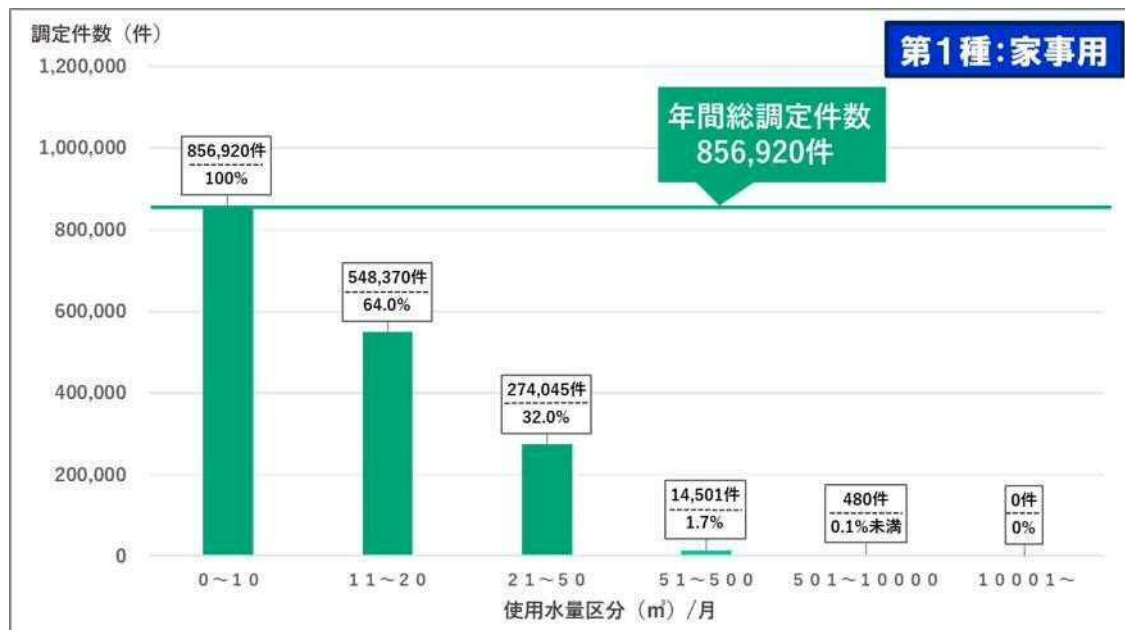
資料 16 令和 5 年度使用水量区分ごとの総使用水量及び総調定件数

- 「第 1 種」の使用水量区分ごとの総使用水量及び総調定件数（請求件数）は、0 から 50 m³ までの使用水量区分において、使用水量、調定件数（請求件数）ともに大部分を占めている。



資料 17 令和 5 年度使用水量区分ごとの調定件数実績

- すべての使用者が 0 から 10 m³の区分の従量料金の適用を受ける。



資料 18 料金改定案

- 「第 1 種」では、基本料金を 685 円から 65 円増額し 750 円に、従量料金では、1 から 10 m^3 までを 5 円から 10 円増額し 15 円に、11 m^3 以上を 154 円から 9 円増額し 163 円とする。

第 1 種

	現行料金	改定案	改定率
基本料金	685円	750円	9.49%
1～10 m^3	5円/ m^3	15円/ m^3	200%
11 m^3 ～	154円/ m^3	163円/ m^3	5.84%

- 「第 2 種」では、基本料金を 3,675 円から 825 円増額し 4,500 円に、従量料金では、51 m^3 以上を 154 円から 9 円増額し 163 円とする。

第 2 種

	現行料金	改定案	改定率
基本料金	3,675円 基本水量 50 m^3 を含む	4,500円 基本水量 50 m^3 を含む	22.45%
従量料金	51 m^3 以上 154円/ m^3	51 m^3 以上 163円/ m^3	5.84%

- 「第3種」では、基本料金を1,840円から410円増額し2,250円に、従量料金では、51^{m³}以上を50円から4円増額し54円とする。

第3種

	現行料金	改定案	改定率
基本料金	1,840円 基本水量 50 ^{m³} を含む	2,250円 基本水量 50 ^{m³} を含む	22.28%
従量料金	51 ^{m³} 以上 50円/ ^{m³}	51 ^{m³} 以上 54円/ ^{m³}	8.00%

- 「第4種」では、口径13mmから25mmまでの料金は、「第1種」と同じで、口径40mmの基本料金を2,275円から255円増額し2,530円に、口径50mmの基本料金を5,355円から435円増額し5,790円に、口径75mmの基本料金を11,515円から795円増額し12,310円に、口径100mmの基本料金を23,835円から1,515円増額し25,350円に、口径150mmの基本料金を57,715円から3,495円増額し61,210円に、口径40mm以上の基本水量を超えた従量料金では、154円から9円増額し163円とする。

第4種

現行料金			改定案		改定率	
口径13～25ミリは、第1種と同じ。(基本水量なし。従量料金2区分)						
	基本料金	基本水量		基本料金	基本水量	
口径40ミリ	2,275円	20m ³	▶	2,530円	20m ³	11.21%
口径50ミリ	5,355円	40m ³	▶	5,790円	40m ³	8.12%
口径75ミリ	11,515円	80m ³	▶	12,310円	80m ³	6.90%
口径100ミリ	23,835円	160m ³	▶	25,350円	160m ³	6.36%
口径150ミリ	57,715円	380m ³	▶	61,210円	380m ³	6.06%
従量料金	154円/m ³		▶	163円/m ³	5.84%	

資料 19 平均使用水量による改定前・後の料金比較

■ 「第1種」の1ヶ月あたりの平均使用水量の17 m³では、改定前で月2,071円、改定後で月2,322円となり、月251円の増となる。

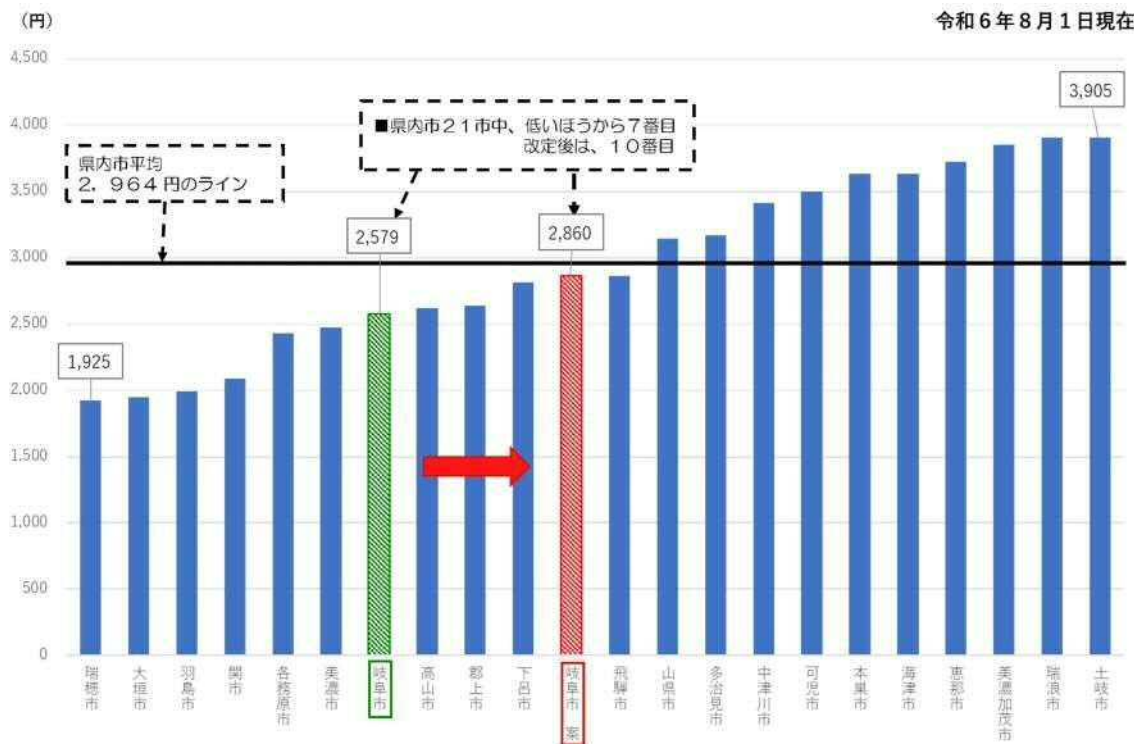
(1か月あたり)

	平均使用 水量	現行料金	料金改定案	改定率	増額
【第1種】 (メーター口径13mmで計算)	17m ³	2,071円	2,322円	12.12%	251円
【第2種】 (メーター口径75mmで計算)	457m ³	74,968円	79,905円	6.59%	4,937円
【第3種】 (メーター口径20mmで計算)	21m ³	2,222円	2,673円	20.30%	451円
【第4種】 (メーター口径20mmで計算)	28m ³	4,056円	4,415円	8.85%	359円

※平均使用水量：令和5年度岐阜市水道・下水道統計における実績

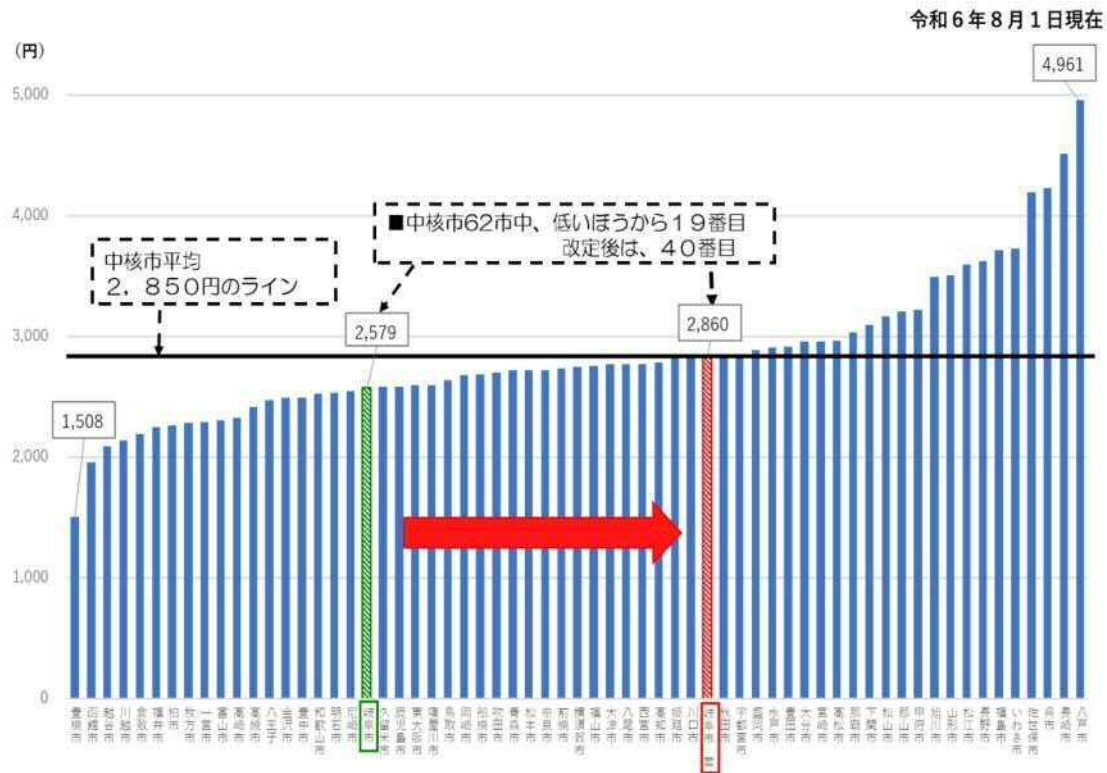
資料 20 県内市との水道料金の比較

■ 県内21市で水道料金を比較すると、改定前は低い方から7番目で、改定後は10番目となる。



資料 21 中核市との水道料金の比較

■ 中核市 62 市で水道料金を比較すると、改定前は低い方から 19 番目で、改定後は 40 番目となる。



資料 22 安定経営に向けた取組みについて

- AI 技術を活用した効率的な漏水リスク調査の導入による漏水調査コストの削減、DX の推進による業務の効率化及び事務経費の削減、滞納整理の強化による料金収入の増加など、更なる経費削減等に取り組み、安定的な経営実現を図る。

有収率の向上による維持管理経費の削減

- ・ 効率的な水道管の漏水調査・修繕による有収率の向上
⇒「AIによる衛星画像解析技術を用いた漏水リスク調査」の導入により、**経費を削減**



【衛星画像の取得・解析イメージ】

DX推進による業務の効率化(事務経費の削減)

- ・ **上下水道台帳システム**による維持管理情報の一元管理
- ・ **給排水施設工事申請のオンラインシステム**の導入
- ・ 上水道点検作業等の報告を**タブレットにより実施**
- ・ **水道施設、設備台帳システム**の構築・運用
- ・ 過去の工事完成図書等の**電子化**、工事管理業務の**DX化**



【タブレット報告イメージ】

滞納整理の強化による料金収入の増

- ・ **督促、催告、給水停止等の実施**による**料金収入の増**
- ・ 回収が困難な未収金を**弁護士法人へ委託**することによる**料金収入の増**



▶ 更なる経費節減等に取り組み、安定的な経営の実現を図る

別表 1

■ 水道事業 財政計画								現行料金算定期間				次期料金算定期間				水道料金 9.58%改定											
区 分			H27 決算	H28 決算	H29 決算	H30 決算	R1 決算	R2 決算	R3 決算	R4 決算	R5 決算	R6 見込	R7 計画	R8 計画	R9 計画	R10 計画	R11 計画	R12 計画	R13 計画	R14 計画	R15 計画	R16 計画	H27-R6 平均	R7-R16 平均	R7-R16 累計		
収益的収支	収 入	1	55.7	55.6	55.3	55.6	55.3	55.9	55.3	54.6	54.7	54.0	58.0	57.6	57.1	56.5	55.9	55.4	54.8	54.1	53.4	52.9	54.7	57.3	555.7		
	うち水道料金	2	52.6	52.6	52.6	52.7	52.4	52.8	52.2	51.7	51.2	50.9	55.0	54.7	54.2	53.7	53.1	52.6	52.0	51.3	50.7	50.2	51.5	54.4	527.5		
	（改定前）	2(2)											50.3	49.9	49.5	49.0	48.5	48.0	47.5	46.9	46.2	45.8		49.7	481.6		
	（料金改定分）	2(3)											4.7	4.8	4.7	4.7	4.6	4.6	4.5	4.4	4.5	4.4		4.7	45.9		
	うち一般会計繰入金	3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.2	0.6	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.3	0.1	1.0		
	うち長期前受金戻入	4	2.4	2.4	2.4	2.5	2.6	2.6	2.6	2.5	2.5	2.5	2.5	2.4	2.4	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.2	2.5	2.4	23.3	
	支 出	5	46.5	46.2	45.6	46.5	46.1	44.5	44.7	47.7	45.9	49.2	48.6	49.7	49.8	50.3	50.2	51.3	51.3	51.9	52.3	52.8	46.9	49.6	508.2		
	うち人件費	6	7.0	7.1	6.2	6.2	6.5	6.3	6.3	6.1	5.8	6.2	5.8	6.4	5.8	6.4	5.8	6.2	5.8	6.3	6.3	6.4	6.1	6.1	61.2		
	うち委託料	7	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	3.1	3.3	3.7	3.1	3.2	3.2	3.3	3.3	3.4	3.4	3.5	3.5	3.6	3.3	3.2	33.5		
	うち修繕費	8	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.6	3.4	3.0	3.2	3.3	3.4	3.4	3.5	3.5	3.6	3.6	3.7	3.7	3.3	3.3	34.9		
	うち動力費	9	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	5.4	3.8	3.6	4.9	4.9	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.1	3.9	5.0	49.9		
	うち減価償却費、資産減耗費	10	21.8	22.0	22.2	23.0	23.0	23.3	23.5	23.8	23.9	24.9	26.0	26.3	27.0	26.8	27.2	27.6	27.9	28.0	28.2	28.4	24.0	26.5	273.4		
	うち支払利息	11	8.1	7.5	7.0	6.4	5.9	5.3	4.8	4.4	4.0	3.9	4.0	3.9	3.9	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	4.3	3.9	38.4		
	経 常 損 益	12	9.2	9.4	9.8	9.0	9.2	11.4	10.6	6.9	8.8	4.9	9.5	8.0	7.3	6.2	5.8	4.1	3.6	2.2	1.1	0.1	7.8	7.8	47.9		
	特 別 損 益	13	0.0	0.0	0.0	0.0	▲ 0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
純 損 益	14	9.2	9.4	9.8	9.0	9.1	11.5	10.6	6.9	8.8	4.9	9.5	8.0	7.3	6.2	5.8	4.1	3.6	2.2	1.1	0.1	7.8	7.8	47.9			
利益剰余金	15	18.1	18.3	19.0	24.7	18.9	20.5	19.7	18.4	19.4	11.9	18.3	12.9	16.8	14.2	13.1	10.3	9.4	6.3	4.7	2.3	17.4	15.6	108.3			
資本的収支	うち繰越利益剰余金	16	8.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	うち利益処分額	17	9.2	18.3	9.8	9.0	9.1	11.5	10.6	6.9	8.8	5.0	9.5	8.0	7.3	6.2	5.8	4.1	3.6	2.2	1.1	0.1	7.8	7.8	47.9		
	うち変動額	18	0.0	0.0	9.2	15.7	9.8	9.0	9.1	11.5	10.6	6.9	8.8	4.9	9.5	8.0	7.3	6.2	5.8	4.1	3.6	2.2	9.5	7.8	60.4		
	収 入	19	16.2	16.7	17.7	14.7	13.3	14.1	15.0	18.4	26.4	29.8	19.8	21.1	15.9	17.1	18.0	16.3	18.1	17.2	19.4	20.7	22.4	18.5	183.6		
	うち企業債	20	13.5	14.2	14.7	11.9	11.3	12.0	11.7	15.6	23.1	26.6	17.7	19.0	13.8	15.0	16.0	14.3	16.0	15.2	17.3	18.8	19.3	16.4	163.1		
	うち一般会計繰入金	21	0.8	0.8	0.6	0.7	0.5	0.7	0.6	0.5	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.6	0.5	4.4		
	うち出資金	22	1.5	1.1	1.6	1.1	0.0	0.6	1.3	1.0	1.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	0.0	0.0		
	支 出	23	44.3	46.5	48.6	46.6	46.6	46.2	52.0	48.5	59.9	65.3	55.3	58.2	52.0	53.1	52.2	50.4	51.0	49.3	50.7	51.4	56.4	54.7	523.6		
	うち建設改良費	24	22.5	24.4	26.7	24.6	24.8	24.5	30.3	26.7	39.2	45.2	35.6	38.9	33.6	35.7	35.9	34.4	34.6	34.3	36.1	37.1	35.4	36.0	356.2		
	うち企業債償還金	25	21.8	22.1	21.8	22.0	21.8	21.7	21.7	21.8	20.7	20.1	19.7	19.3	18.4	17.4	16.2	16.0	16.3	14.9	14.5	14.3	21.1	18.7	167.0		
	収支不足(補てん)額	26	28.1	29.8	30.9	31.9	33.3	32.1	37.0	30.1	33.5	35.5	35.5	37.1	36.1	36.0	34.2	34.1	32.9	32.1	31.3	30.7	34.0	36.2	340.0		
	補てん財源残高	27	10.4	11.0	17.7	18.0	16.3	16.1	14.2	18.5	16.7	16.3	12.3	12.0	11.4	10.3	10.2	10.3	10.2	10.4	10.4	10.2	年度末:10億以上				
	企業債現在高	28	343.8	335.9	328.7	318.7	308.2	298.5	288.5	282.3	284.7	291.2	289.3	289.0	284.4	282.1	281.8	280.2	279.9	280.2	282.9	287.4	R11末:270億以下				
														＜目標値＞ 経営戦略 R11:270億円以下				270.0									

企業債元利償還金	29	29.9	29.6	28.8	28.4	27.7	27.0	26.5	26.2	24.7	24.1	23.6	23.2	22.3	21.2	20.1	19.8	20.2	18.7	18.4	18.2
(水道料金に対する割合)	30	56.9%	56.3%	54.8%	53.8%	52.8%	51.2%	50.9%	50.6%	48.3%	47.2%	42.9%	42.4%	41.2%	39.4%	37.8%	37.6%	38.8%	36.4%	36.3%	36.2%

(注)端数処理の関係上、表中の数値間で計算した値と一致しない場合があります。

水道料金表(1ヶ月につき)

料金改定後

種別			基本料金	従量料金	
給水料金	第1種	家事用	750円	10㎡まで、1㎡につき	15円
				11㎡以上、1㎡につき	163円
	第2種	学校・幼稚園・保育所用	50㎡まで 4,500円	1㎡につき	163円
	第3種	公衆浴場用	50㎡まで 2,250円	1㎡につき	54円
	第4種 第1種 第2種 第3種 に該当 しない もの	口径 13・20・25ミリメートル	750円	10㎡まで、1㎡につき	15円
				11㎡以上、1㎡につき	163円
		口径 40ミリメートル	20㎡まで 2,530円	1㎡につき	163円
		口径 50ミリメートル	40㎡まで 5,790円		
		口径 75ミリメートル	80㎡まで 12,310円		
		口径 100ミリメートル	160㎡まで 25,350円		
		口径 150ミリメートル	380㎡まで 61,210円		

料金改定前

種別			基本料金	従量料金	
給水料金	第1種	家事用	685円	10㎡まで、1㎡につき	5円
				11㎡以上、1㎡につき	154円
	第2種	学校・幼稚園・保育所用	50㎡まで 3,675円	1㎡につき	154円
	第3種	公衆浴場用	50㎡まで 1,840円	1㎡につき	50円
	第4種 第1種 第2種 第3種 に該当 しない もの	口径 13・20・25ミリメートル	685円	10㎡まで、1㎡につき	5円
				11㎡以上、1㎡につき	154円
		口径 40ミリメートル	20㎡まで 2,275円	1㎡につき	154円
		口径 50ミリメートル	40㎡まで 5,355円		
		口径 75ミリメートル	80㎡まで 11,515円		
		口径 100ミリメートル	160㎡まで 23,835円		
		口径 150ミリメートル	380㎡まで 57,715円		

増減

種別			基本料金			従量料金		
			区分	増減	改定率(%)	区分	増減	改定率(%)
給水料金	第1種	家事用	—	+65円	9.49%	10㎡まで、1㎡につき	+10円	200%
						11㎡以上、1㎡につき	+9円	5.84%
	第2種	学校・幼稚園・保育所用	50㎡まで	+825円	22.45%	1㎡につき	+9円	5.84%
	第3種	公衆浴場用	50㎡まで	+410円	22.28%	1㎡につき	+4円	8.00%
	第4種 第1種 第2種 第3種 に該当 しない もの	口径 13・20・25ミリメートル	—	+65円	9.49%	10㎡まで、1㎡につき	+10円	200%
						11㎡以上、1㎡につき	+9円	5.84%
		口径 40ミリメートル	20㎡まで	+255円	11.21%	1㎡につき	+9円	5.84%
		口径 50ミリメートル	40㎡まで	+435円	8.12%			
		口径 75ミリメートル	80㎡まで	+795円	6.90%			
		口径 100ミリメートル	160㎡まで	+1,515円	6.36%			
		口径 150ミリメートル	380㎡まで	+3,495円	6.06%			

【備考】

・平均改定率 9.58%

種別改定試算表（４年間）

種別		区分		現行料金（R7～R10の4年間）		改定後料金（R7～R10の4年間）	
				単価	金額（千円）	単価	金額（千円）
第1種	基本料金		685	4,574,439	750	5,008,510	
	従量料金	10m³まで	5	287,778	15	863,334	
		10m³を超える分	154	8,233,313	163	8,714,480	
	合 計			13,095,530		14,586,324	
第2種	基本料金		3,675	56,128	4,500	68,729	
	従量料金（50m³を超える分）		154	1,394,220	163	1,475,700	
	合 計			1,450,348		1,544,429	
第3種	基本料金		1,840	397	2,250	486	
	従量料金（50m³を超える分）		50	543	54	590	
	合 計			940		1,076	
第4種	25mm 以下	基本料金		685	620,395	750	679,265
		従量料金	10m³まで	5	23,479	15	70,438
			10m³を超える分	154	1,335,540	163	1,413,591
		合 計			1,979,415		2,163,294
	40mm	基本料金		2,275	98,171	2,530	109,175
		従量料金（20m³を超える分）		154	736,836	163	779,898
		合 計			835,007		889,073
	50mm	基本料金		5,355	73,133	5,790	79,074
		従量料金（40m³を超える分）		154	495,261	163	524,205
		合 計			568,394		603,279
	75mm	基本料金		11,515	49,135	12,310	52,527
		従量料金（80m³を超える分）		154	438,065	163	463,666
		合 計			487,199		516,193
	100mm	基本料金		23,835	21,237	25,350	22,587
		従量料金（160m³を超える分）		154	256,948	163	271,965
		合 計			278,185		294,552
	小計	基本料金			862,070		942,627
		従量料金			3,286,130		3,523,763
		合 計			4,148,200		4,466,390
総合計		基本料金			5,493,035		6,020,351
		従量料金			13,201,983		14,577,867
		量水器			1,171,102		1,171,102
		合 計			19,866,120		21,769,320

平均改定率

9.58%

岐 阜 市 上 下 水 道 事 業 経 営 審 議 会 委 員 名 簿

◎：会長　○：副会長

浅　野　裕　司	岐阜市議会議員
河　合　智　美	岐阜市議会議員
◎　後　藤　尚　久	岐阜大学教授
佐　藤　幸　太	岐阜市議会議員
清　水　達　郎	岐阜市芥見南自治会連合会会長
田　島　義　則	ぎふ農業協同組合常務理事
服　部　勝　弘	岐阜市議会議員
服　部　　　　学	連合岐阜・岐阜地域協議会議長
○　廣　瀬　美　紀	岐阜市生活学校副代表
箕　輪　光　顕	岐阜市議会議員
武　藤　　　　豪	一般社団法人　岐阜県経営者協会
森　　　　健　二	岐阜商工会議所専務理事

※五十音順、敬称略